

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年4月22日（平成27年（行個）諮問第77号）

答申日：平成28年10月3日（平成28年度（行個）答申第104号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、高知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年12月25日付け高労発総1225第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

事業所への指導記録の内容が知りたいため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）が平成26年12月1日付け（同月2日受付）で行った「請求者が、特定労働基準監督署に特定事業場に処遇の事（解雇予告手当）で申告したことにより調査・指導した内容のわかる書類一式（申告した日は、平成26年特定月日）。」の開示請求に対し、処分庁が行った原処分を不服として、平成27年1月22日付け（同日受付）をもって提起されたものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

(1) 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、請求者から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があるとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし4の文書（以下、第3において「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に記載する情報は、請求者の個人に関する情報ではなく、さらに請求者を識別できる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

ア 是正勧告書（控）（対象文書3）

是正勧告書（控）の是正確認欄については、専ら業務処理上必要な情報であり、請求者個人を識別できる個人情報が含まれていないため、請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 担当官が作成又は収集した文書（対象文書4の④）

対象文書4は、労働基準監督官が事務処理のために作成又は収集した文書であるが、対象文書4の④の文書には、請求者個人を識別できる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理

方法」,「処理経過」,「措置」,「担当者印」,「次長・主任(課長)印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書1の申告処理台帳続紙(2頁ないし4頁)の処理経過欄の記載のうち,なお不開示とした部分には,労働基準監督官が面接した人物,当該事案に対する被申告事業場の見解,労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容,担当者の意見,処理方針等が記載されている。

対象文書1の②は,労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり,申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められず,これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり,取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから,これらの情報は,法14条3号イに該当するため,原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また,対象文書1の①及び②は,これらの情報が開示されることとなれば,申告処理における調査の手法が明らかになり,労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し,正確な事実の把握を困難にし,また,違法行為の発見が困難になるなど,検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり,ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから,これらの情報は,法14条5号及び7号イに該当するため,原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに,対象文書1の②は,請求者以外の個人に関する情報であって,請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており,当該情報は,法14条2号に該当し,かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため,原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 監督復命書及び続紙(対象文書2)

監督復命書は,労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に,事業場ごとに作成される文書であり,一般的には,監督復命書の標題が付され,「完結区分」,「監督種別」,「整理番号」,「事業場キー」,「監督年月日」,「労働保険番号」,「業種」,「労働者数」,「家内労働委託業務」,「監督重点対象区分」,「特別監督対象区分」,「事業の名称」,「事業場の名称」,「事業場の所在地」,「代表者職氏名」,「店社」,「労働組合」,「監督官氏名印」,「週所定労働時間」,「最も賃金の低い者の額」,「署長判決」,「次長決裁」,「主任(課長)決裁」,「参考事項・意見」,「No.」,「違反法条項・指導事項等」,「是正期日(命令の期日を含む)」,「確認までの間」,「備考1及び2」,「面接者職氏名」,「別添」等が記載されている。

また、監督復命書の続紙には、一般的には監督復命書（続紙）との標題が付され、「監督種別」、「整理番号」、「参考事項・意見」が記載されている。

(ア) 監督復命書の参考事項・意見欄

対象文書2の①の監督復命書の参考事項・意見欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求者に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難

になるおそれがある。

対象文書2の①は、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分

対象文書2の①の監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書2の①は、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正

な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。さらに、対象文書2の②は、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ウ 是正勧告書（控）（対象文書3）

是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事項については是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書の控えである。一般的には、是正勧告書（控）の標題が付され、「交付年月日」、「事業の名称」、「代表者職氏名」、「事業場の名称」、「労働基準監督署名」、「労働基準監督官の氏名」、「前文」、「法条項等」、「違反事項」、「是正期日」、「是正確認」、「受領年月日」、「受領者職氏名」が記載されている。

対象文書3の①の是正勧告書（控）のうち、なお不開示とした部分には、被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

対象文書3の①は、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の

隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。さらに、対象文書3の②は、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### エ 担当官が作成又は収集した文書（対象文書4）

対象文書4の③には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書4の①及び③には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、このような法違反が発見されない状況は事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。さらに、対象文書4の①には、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「事業所への

指導記録の内容が知りたい」等と主張してその開示を求めているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年4月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月19日 審議
- ④ 平成28年9月8日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月29日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が、須崎労働基準監督署に特定事業所に処遇のこと（解雇予告手当）で申告したことにより調査・指導した内容の分かる書類一式（申告したのは、特定年月日）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、保有個人情報該当性及び不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1の1欄に掲げる文書3の③及び文書4の④に記載された情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから、不開示とすべきとしている。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。



(1) 別表1に掲げる文書3（是正勧告書（控））の③について

当該部分は、認印の押印欄及び確認方式から構成され、是正状況の確認者が誰であるかについての情報及び再監督、実地調査、書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており、これらは専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 別表1に掲げる文書4（担当官が作成又は収集した文書）の④について

当該文書は、審査請求人からの申告に起因して行われた臨検監督の処理の過程で特定事業場から提出されたものと認められる。

本件臨検監督は、審査請求人からの申告に起因して行われたものであるものの、当該文書に記載されている情報は、本件申告に直接係るものではなく、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2に掲げる文書1（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）の不開示部分について

ア 「完結区分」欄の不開示部分は、原処分で開示されている部分から推認できる内容であると認められる。このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 「申告の内容」欄の13行目は、申告人である審査請求人が労働基準監督署の担当官に申告した内容であり、上記アと同様の理由により、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 「処理経過」欄の不開示部分（下記エ、オ及びカの部分を除く。）は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかになり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為

を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 3頁の「処理経過」欄5行目ないし15行目は、当該申告事案について、労働基準監督官が聴取した内容及び指導内容が記載されており、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかになり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 3頁の「処理経過」欄16行目ないし23行目は、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められず、原処分で既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

そうすると、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 4頁の「処理経過」欄11行目及び12行目は、原処分で既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これらを開示しても、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表2に掲げる文書2（監督復命書及び続紙）の不開示部分について

ア 「完結区分」欄及び「署長判決」欄の不開示部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 5頁「参考事項・意見」欄及び「是正期日」欄の2段目並びに6頁「参考事項・意見」欄の不開示部分については、原処分で開示されている部分からおのずと明らかになる内容であると認められる。このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 「労働者数」、「労働組合」、「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄の不開示部分は、労働基準監督官が申告監督を実施したことにより判明した被申告事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらを開示すると、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 5頁「是正期日」欄の1段目の不開示部分については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 「面接者職氏名」欄の不開示部分は、労働基準監督官が申告監督した際に面接した関係者の職氏名である。

当該部分は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、法15条2項による部分開示について検討すると、職氏名は個人識別部分であり、部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表2に掲げる文書3（是正勧告書（控））の不開示部分について

ア 「違反事項」及び「是正期日」欄（下記イの部分を除く。）の不開示部分は、上記（2）イと同様の理由より、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 「是正期日」欄の1段目は、上記（2）エと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「受領年月日受領者職氏名」欄の不開示部分は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表2に掲げる文書4（担当官が作成又は収集した文書）について

ア 8頁の不開示部分のうち、15行目ないし20行目は、労働基準監督機関の調査手法に係る情報が記載されており、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかになり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

その余の部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該部分は、原処分で開示されている部分から推認できる内容であり、同条2号ただし書イに該当し、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、

正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 13頁ないし18頁の不開示部分は、被申告事業場から提出された文書であり、当該事業場の内部管理情報であることから、これらを開示すると、被申告事業場の事業者を始めとする各事業者が、労働基準監督機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う監督指導業務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、別表2の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報該当性
文書 3 の③ 是正勧告書（控）の「是正確認」欄	該当しない
文書 4 の④ 担当官が作成又は収集した文書（19 頁ないし 33 頁）	該当しない

別表 2

文書 番号	1 対象文書	2 不開示部分	3 該当条文	4 開示すべき部分	
1	申告処理 台帳及び 申告処理 台帳続紙	1 頁 ない し 4 頁	① 1 頁の「完結区分」欄，「申告の内容」欄 1 3 行目，2 頁の「処理経過」欄 1 行目及び 2 行目，3 頁の「処理経過」欄 1 行目及び 2 行目，4 頁の「処理経過」欄 1 1 行目及び 1 2 行目並びに「署長判決」欄の不開示部分	法 14 条 5 号及び 7 号イ	1 頁「完結区分」欄，「申告の内容」欄 1 3 行目，4 頁の「処理経過」欄 1 1 行目及び 1 2 行目
			② 3 頁の「処理経過」欄 5 行目ないし 2 3 行目	法 14 条 2 号，3 号イ，5 号及び 7 号イ	3 頁「処理経過」欄 1 6 行目ないし 2 3 行目
2	監督復命書及び続紙	5 頁及び 6 頁	① 5 頁の「完結区分」欄，「労働者数」欄の不開示部分，「労働組合」欄，「週所定労働時間」欄，「最も賃金の低い者の額」欄，「署長判決」欄，「是正期日」欄，「参考事項・意見」欄 1 行目 1 1 文字目ないし 5 行目及び 6 頁の	法 14 条 3 号イ及びロ，5 号並びに 7 号イ	5 頁「参考事項・意見」欄及び「是正期日」欄 2 段目 6 頁「参考事項・意見」欄

			「参考事項・意見」欄 1行目及び2行目		
			② 5頁の「面接者職氏名」欄	法14条2号	なし
3	是正勧告書（控）	7頁	① 「違反事項」欄の不 開示部分及び「是正期 日」欄	法14条3号イ及 びロ，5号並びに 7号イ	全て（「是 正期日」 欄の1段 目を除 く。）
			② 「受領年月日受領者 職氏名」欄の不開示部 分	法14条2号	なし
			③ 「是正確認」欄	保有個人情報非該 当	なし
4	担当官が 作成又は 収集した 文書	8頁 及び 13 頁な いし 33 頁	① 8頁	法14条2号，5 号及び7号イ	全て（1 5行目な いし20 行目を除 く。）
			② 9頁ないし12頁	全部開示	—
			③ 13頁ないし18頁	法14条3号イ及 びロ，5号並びに 7号イ	なし
			④ 19頁ないし33頁	保有個人情報非該 当	なし

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが，文書番号1ないし文書番号4の1枚目ないし33枚目に1頁ないし33頁と付番したものを「頁」として記載している。